

広 報

2020年11月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※12月のレセプト提出日は 12月8日（火）です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いします。
オンライン請求の場合でも、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 『東京都医療機関・薬局等における新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業

(医療分)』の申請期間の延長について

本申請の締め切りは、当初令和2年11月末日と予定されていましたが、別添の通り、令和2年12月28日まで延長されることとなりました。

まだ、申請されていない場合は、申請漏れのないようご注意ください。

2) 医薬品副作用被害救済制度等の広報について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」)は、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」)について、広報活動を行っております。

広報活動の一環として、PMDAからリーフレットのほか、広報資料を無料で提供するとともに、依頼のあった医療機関や自治体などにPMDA職員を講師として派遣し、救済制度に関する講演(以下「出前講座」)等を実施しております。

出前講座につきましては、昨今の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、eラーニングや講義DVD送付などもご用意されているとのことです。是非ご活用下さい。

また、救済制度の内容につきましては、電話による相談窓口が設置されているほか、PMDAホームページにも救済制度に関する情報を掲載されておりますので、併せてご活用下さい。

【担当部署:健康被害救済部企画管理課】

◆出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号: 03-3506-9460

Eメール: kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度に関する相談窓口

電話番号: 0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間: (月～金) 9時～17時(祝日・年末年始を除く)

Eメール: kyufu@pmda.go.jp

◆PMDA ホームページ『医薬品副作用被害救済制度等に関する講演(出前講座)』

URL: <https://www.pmda.go.jp/reliefservices/adr-sumererS/0051.html>

3) 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、医薬関係者等が、医薬品、医療機器又は再生医療等製品について副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときに、厚生労働大臣に対し副作用等を報告するものです。報告された情報は専門的観点から分析又は評価され、必要な安全対策を講ずるとともに、広く医薬関係者等に情報を提供することで、市販後安全対策の確保を図ります。

本制度のより一層の普及を図るため、「医薬品・医療機器・再生医療等製品等の副作用・感染症・不具合報告のお願い」とともに啓発ポスターが全国の医療機関・薬局等へ改めて配布されることになりました。

つきましては、配付された啓発ポスターは常時掲示していただくようお願いいたします。

4) 令和2年度高度管理医療機器等の営業所管理者等に係る継続研修会の

開催について(予告)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催延期のご案内をさせていただいた「令和2年度高度管理医療機器等の営業所管理者等に係る継続研修会」の開催についてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策を講じることが強く要請される中、例年多くの方に参加いただいている当研修会の今年度の開催方法等について検討した結果、十分な感染防止対策を講じられる会場の手配が困難であること、また、厚生労働省より、万全な感染症対策が困難であると判断した場合、当分の間、不正な行為が行われないよう対策を講じた上でインターネット等を利用した方法での実施について差し支えないとの見解が示されたことから、今年度は情報通信機器(Web)を用いて開催されることとなりました。

開催時期につきましては、来年2月を予定しております。

詳細につきましては、決まり次第追ってご連絡いたします。

5) 令和2年度登録販売者研修会の開催について(予告)

新型コロナウイルス感染防止対策を講じることが強く要請される中、当研修会の今年度の開催方法等について検討して参りました。

この度、東京都より、インターネット等を利用した方法での実施について差し支えないとの見解が示されたことから、今年度は情報通信機器(Web)を用いて開催とすることといたしました。

また、開催時期につきましては、第1回目を令和3年1月中旬、第2回目を1月下旬、第3回目を2月中旬に分けて、1回につき4時間の配信を予定しております。

詳細につきましては、決まり次第追ってご連絡いたします。

6) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの

一部改正について(通知)

個人情報保護に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が一部改正されました。また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)も併せて改正されました。

つきましては、「個人情報の手順書」を作成されている場合には、次のURLのガイダンスやQ&Aを参照し、見直しをしていただくようお願いいたします。

○「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000681800.pdf>

○「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

に関するQ&A(事例集)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000681801.pdf>

7) 保険薬局における薬栄連携ならびに腎機能チェックに関する調査について

新潟薬科大学健康推進センター富永桂子教授より、保険薬局における薬栄連携ならびに腎機能チェックに関する調査への協力依頼が来ております。

本調査は、保険薬局における「薬栄連携」と「腎機能チェック」に焦点をあて、実践状況を詳しく調べることにより、薬局薬剤師が実践を進める上での課題を明らかにし対応策の検討に活かすとともに、さらなる職能発揮の推進に役立てることを目指しており、本調査の案内は、地域厚生局が公開している登録情報から無作為に抽出した全国約6,000軒の保険薬局に直接送る予定になっております。

調査票を受け取られた薬局はご協力をお願いいたします。

8) 次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについて

次のインフルエンザの流行に備え、発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れを別添資料の通り取りまとめられております。内容をよくご確認いただき、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備においてご活用いただくようお願いいたします。

別添資料

○発熱患者等が医療機関を受診した場合の主なフロー

○新型コロナウイルスの検査を受けた方へ

○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

9月には1件、10月には5件の残薬バッグの配布等の対応を行っていただきました。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、池袋あうる薬局または事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告いただきますようお願いいたします。

また、東京都薬剤師会からの残薬バッグの配布および報告も併せてご協力よろしくをお願いいたします。

2) 勉強会・研修会の情報について

豊島区薬剤師会ホームページに掲載している「勉強会・研修会」の情報についてですが、豊島区薬剤師会主催、共催以外の情報については「その他の研修会情報」としてまとめ、リンクされているGoogleドライブを更新していく方法に変更させていただきます。内容を随時ご確認いただくようお願いいたします。

なお、お知らせ時には従来通り、メールまたはFAX等でご案内いたします。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1gbT12rUCs7zWINFszVZ5HdNvcUH2SzhP>

3) 帝京大学医学部附属病院薬剤部より院外処方箋への情報追加のお知らせ

帝京大学医学部附属病院より、2021年1月15日（金）発行の院外処方箋から、患者様の臨床検査値の一部と処方薬のQRコード表示を追加し、それに伴い処方箋の大きさがA4サイズへ変更されるとのご連絡をいただきました。

検査値およびQRコード追加により、処方鑑査に役立つとともに適正で安全な薬物療法につなげたという観点での追加です。添付資料をご参照の上、是非ご活用下さい。

4) 【再掲】豊島区薬剤師会ホームページをぜひご覧下さい

ホームページの内容が充実してきました。今後もより良いページを作りたいと思います。

（FAXや配布物などはいままで通りです。）

ホームページアドレス <http://www.toyoyaku.jp/>

会員専用ページに入るには、パスワード「t o s h i m a」を使ってください。

会員変更

吉崎 浩史（A）→ 小森 英美（A） ことぶき薬局巣鴨店

会員数報告

A会員	111名
B会員	14名
賛助会員	2名
合計	127名

保険部より

1) オンライン資格確認等システムの利用申請及びセキュリティについて

オンライン資格確認の利用申請の受付がポータルサイトにて開始されています。カードリーダーの申し込みが済んでいる方はオンライン資格確認の利用申請を行うのを忘れないようよろしくお願い申し上げます。これに伴い、オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドラインが策定されましたのでご確認ください。

オンライン資格確認概要はこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000679712.pdf>

2) 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生労働大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量によることとされているところであるが、「保険診療における医薬品の取扱いについて」（昭和55年9月3日付保発第51号厚生省保険局長通知）により、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品をいう。）が薬理作用に基づき処方された場合には、診療報酬明細書の医薬品の審査に当たり、学術的に正しく、また、全国統一的な対応が求められています。

これを踏まえ、今般、当該効能効果等の適応外使用の事例について、社会保険診療報酬支払基金が設置している「審査情報提供検討委員会」において検討が行われ、検討結果が取りまとめられました。

①「妊娠糖尿病」に対して投与した場合、当該使用事例を審査上認める。

○成分名〔主な製品名〕

インスリンデテミル（遺伝子組換え）【注射薬】〔レベミル〕

インスリンヒト（遺伝子組換え）【注射薬】〔ノボリン、ヒューマリン〕

インスリンリスプロ（遺伝子組換え）【注射薬】〔ヒューマログ〕

インスリンアスパルト（遺伝子組換え）【注射薬】〔ノボラピッド〕

②「多剤耐性結核」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○成分名〔主な製品名〕

リネゾリド【内服薬】〔ザイボックス〕

③「心シンチグラムによる心疾患の診断」目的で骨シンチグラムと同様の用法により使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○成分名〔主な製品名〕

放射性医薬品基準ピロリン酸テクネチウム(99mTc)注射液調製用【注射薬】〔テクネピロリン酸キット〕

3) 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品及び医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

令和2年11月9日よりフェキソフェナジン（15歳未満の者に係る用法及び用量が定められているも

のに限る。)が要指導医薬品から第一類医薬品に区分が変更されました。

1年間はリスク区分等表示の記載について経過措置が設けられます。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

4)【再掲】保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。

URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLS0TVlawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

12月の勉強会は次の通り実施いたします。

日時：令和2年12月17日（木）20:00～

場所：としま区民センター8階 多目的ホール

内容：コロナウイルスと次亜塩素酸製剤について（仮）

講師：㈱ローカルパワー

☆本勉強会は会場及びWEBのハイブリッド開催となります。別途会場版とWEB版の案内状をお送りいたします。

☆今回の勉強会は日本薬剤師研修センターの認定単位となります。

☆参加受付開始日時：12月1日（火）9:00～ これ以前に申込みされても対応できません。

☆認定シールをご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

薬学生実務実習関係

1)【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

12月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくをお願いいたします。

お願い ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

12月	日 勤 9:00 ~ 16:30		準 夜 16:00 ~ 22:00	
				受付事務入力兼任
5日(土)			チチブ薬局	あうる薬局
6日(日)	マロン薬局大塚店	こまごめ薬局	つばさ薬局	佐藤薬局
12日(土)			かもめ薬局	駒込中央薬局
13日(日)	あうる薬局	ヒバリ薬局	つばさ薬局	ことり薬局
19日(土)			池袋萬盛堂薬局	あうる薬局
20日(日)	あうる薬局	ヒロ薬局下板橋店	雄飛堂薬局トキワ通り店	ことり薬局
26日(土)			平和通り保健薬局	駒込中央薬局
27日(日)	アリス薬局大塚店	上池袋薬局	ポラム薬局	佐藤薬局
29日(火)	あうる薬局	あうる薬局	あかまつ薬局 サン薬局ときわ通り店	駒込中央薬局
30日(水)	ことぶき薬局巣鴨店	さの薬局	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店 めぐみ薬局	ことり薬局
31日(木)	ヒバリ薬局	いろり薬局東長崎店	こまごめ薬局 あかまつ薬局	あうる薬局

長崎休日診療所派遣

12月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願いたします。

12月	
6日(日)	椎名町薬局
13日(日)	エンゼル薬局
20日(日)	長崎調剤薬局
27日(日)	エンゼル薬局
29日(火)	椎名町薬局
30日(水)	よつば薬局
31日(木)	佐藤薬局

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2020年10月売上金額 ¥3,718,644-

2020年10月仕入金額 ¥4,004,163-

○相談件数

10月	件数
薬局からの在庫確認	135
薬局からの処方箋応需	7
患者からの処方箋応需	1
医療用医薬品についての相談	6
医療機関の紹介	0
一般用医薬品についての相談	0
その他	7
合計	156

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

10月 休日夜間 39枚

 その他 260枚

○情報発信

半錠分割における自家製剤加算算定について

先日、アーチスト錠 10mg を半割した際の自家製剤加算算定の可否について、会員薬局から質問を受けました。そこで、今回は半錠分割における自家製剤加算算定についてまとめました。

アーチスト錠 10mg は割線入で、後発品を含め 5mg が薬価基準に収載されていません。
「割線のある錠剤を医師の指示に基づき分割した場合は、錠剤として算定する。ただし、

分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できない。」

厚労省保険局医療課長通知より

という規定をクリアしており、算定可です。

一方

割線のある錠剤を医師の指示に基づき分割した場合は、自家製剤加算が算定できる。しかし、割線がない錠剤は医師が処方箋で 0.5T を指示しても何も算定できないのか。

という疑問が湧くと思います。

ただ、以下のような解釈がされており、薬剤師の薬学的判断において問題ないとなれば算定可能となっています。

「半錠にした際の自家製剤加算の考え方」

割線がない、もしくはデザイン上の割線のある錠剤が処方され、例えば医師から2分の1に分割して投与するよう指示されるケースは珍しくありません。そのような場合、必ずしも「割線がない」などの理由だけで、自家製剤加算を算定できないわけではありません。自家製剤加算とは、製剤の手間や行為だけではなく、薬剤師としての薬学的判断も評価するものだからです。調剤を担当する薬剤師として、医療上の必要性を認め、(処方医の指示通り) その錠剤を分割すること、かつ、分割した後の錠剤の用量・規格について問題ないことを判断した上で、錠剤を分割して調剤した場合には、割線の有無に関わらず、自家製剤加算を算定することは差し支えないものとして取り扱われるようになっています。

日経DI 2019.10号から一部抜粋

下記のような具体例が記載されたサイトがありますので、ご覧になっていただければ理解しやすいと思います。

令和元年度伝達講習会テキスト（兵庫県薬剤師会）から一部抜粋

<https://ozisanyakuzaishi.hatsumeiobatchi.com/download/1dentatuzikaseizai.pdf>

広域病院処方せん受付状況報告

	都立大塚		豊島病院		長寿医療センター	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
10月	1,199	1,272	55	66	93	108

理事会報告

2020年11月11日（水）午後8時25分より豊島区薬業会館1階にて理事会が開催されました。

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 小林理事
大澤監事

○前月分理事会議事録承認

○報告事項

1. 東京都薬剤師会「地区及び職域薬剤師会会長会」資料報告
2. 学術・DI 担当報告
3. 防災公衆衛生担当報告
4. 総務・会計担当報告
5. 保険担当報告
6. 地域医療担当報告
7. 池袋あうる薬局担当報告
8. 学校薬剤師会内装改修工事報告
9. 第53回日本薬剤師会学術大会報告
10. 高齢者服薬情報提供事業報告

○協議事項

1. 職員の冬季賞与の件
職員の冬季賞与額が決定された。
2. 事務局コピー機入替の件
事務局のコピー機の入替が承認された。
3. 使用済み注射針回収事業における耐針手袋購入の件
使用済み注射針回収事業における耐針手袋の購入が承認された。
4. 自治指導員の講習会出席への出勤費の件
自治指導員の講習会への出席において出勤費が支払われることが承認された。
5. 令和2年度第2回地区薬剤師研修会の日程の件
令和2年度第2回地区薬剤師研修会が、令和3年2月20日（土）に、IKE・Bizにおいて開催されることが決定された。
6. 池袋あうる薬局におけるロールカーテンによる仕切り配置の件
池袋あうる薬局におけるロールカーテンによる仕切り配置について、関係者と協議しながら進めていくことが決定された。

○審議事項

1. 新会員入会承認の件
はづき薬局の佐々木雄一先生の入会が承認された。
2. 薬と健康の週間の件
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点などから中止することが決定された。

豊島区薬剤師会の活動（10月）

- 10／ 3 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
- 8 レセプト受付
- 8 池袋あうる薬局運営委員会
- 9 豊島区保健福祉審議会
- 10 日本薬剤師会 学術大会（WEB）
- 11 日本薬剤師会 学術大会（WEB）
- 14 豊島区薬剤師会 理事会
- 20 菊かおる園多職種連携会議 「ネットワーク部会」
- 21 豊島区薬剤師会 学術勉強会

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認ください受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文下さい。
(電話での注文はお受けしておりません。)

受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日

受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出下さい。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締めの「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名	規格

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	アイミクス配合錠LD	錠	
内	アダプチノール錠5mg	錠	
内	アロプリノール錠100mg「DSP」	錠	
内	エフィエント錠2.5mg	錠	
内	オキシブチニン塩酸塩錠1mg「サワイ」	錠	
内	オラドルストローチ0.5mg	錠	
内	カルシトリオールカプセル0.5μg「サワイ」	C	
内	タリオン錠5mg	錠	
内	デトルシトールカプセル4mg	C	
内	デパケンR錠100mg	錠	
内	ドネペジル塩酸塩細粒0.5%「サワイ」	g	
内	ネオオーラル25mgカプセル	C	
内	プラビックス錠25mg	錠	
内	フリバスOD錠75mg	錠	
内	ラツダ錠20mg	錠	
内	リスパダールOD錠0.5mg	錠	
内	レボレード錠25mg	錠	
外	MS冷シップ「タイハウ」20g×5枚	袋	
外	コレクチム軟膏0.5%5g	本	
外	ヒアルロン酸Na点眼液0.1%「ニットー」5ml	本	
外	ミリステープ5mg	枚	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	イルベタン錠100mg	
内	コバシル錠2mg	
内	サロベール錠100mg	
内	テノゼット錠300mg	
外	エストラナテープ0.72mg	
外	ヒアロンサン点眼液0.1%	

事 務 連 絡

令和2年11月18日

地区薬剤師会 担当者 殿

公益社団法人東京都薬剤師会

副会長 高橋 正夫

東京都医療機関・薬局等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等
支援事業（医療分）の東京都国民健康保険団体連合会を通じた申請について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年11月12日付け事務連絡にて、標記申請については下記のとおり延長される旨ご案内させていただきましたが、昨日、別紙のとおり、正式に東京都福祉保健局感染症対策部長から、これから全薬局に送付される案内チラシを添付した事務連絡が届きました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員薬局へのご連絡と、未申請の会員薬局へは申請もれがないよう改めてご周知の程よろしくお願い申し上げます。

記

申請期間

（変更前）令和2年7月28日（火）から令和2年11月30日（月）

↓

（変更後）令和2年7月28日（火）から令和2年12月28日（月）

担当事務局：薬局業務課

三浦・高橋・土谷

TEL:03-3294-0271

FAX:03-3294-7359

E-mail: gyoumu@toyaku.or.jp

申請期間を12月28日まで延長します。
まだ申請されていない場合は、12月28日
までに申請してください。

病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所の管理者の皆さまへ

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する経費（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等



詳細はHPをご覧ください。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

検索

→<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shienkin.html>

〈お問合せ先〉

東京都緊急包括支援事業医療分コールセンター

電話番号 044-959-2647（受付時間は平日9:00～18:00）

【参 考】 薬局の感染防止対策等に要する費用（例）

1. 感染対策に要する費用（令和2年4月以降1年分として、定期的な買替えも想定する）

除菌ハンドソープ
ペーパータオル マスク（薬局従事者等用）
消毒剤（薬局消毒用）
手指消毒剤（患者用）
フェイスシールド
アイガード（眼鏡）
手袋 在宅業務における個人防護具
消毒剤ディスペンサー
受付・投薬台等のアクリルパーティション・ビニールカーテン
白衣クリーニング
エアコンクリーニング
薬局清掃（業者への委託費用）
薬局掲示 デジタルサイネージ（初期導入費、ランニングコスト）、ホワイトボード、
ブラックボード等
非接触体温計 等

2. 0410事務連絡対応関係

オンライン服薬指導機器（初期導入費、ランニングコスト）
ブース設置
ノートパソコン
カメラ
携帯電話契約
地域医療連携システム（初期導入費、ランニングコスト）
代金決済（初期導入費、ランニングコスト、手数料） 等

3. その他、薬局の状況に応じたもの

空調設備	換気扇、サーキュレーター HEPA フィルター付き空気清浄機、 パーティション エアーカーテン
受付・投薬台	ガラス付き受付カウンター 投薬台間仕切りパーティション改築 専用投薬口 対話支援機器
動線	患者動線区別用パーティション、床シール
待合い	待合い椅子、アクリルパーティション
備品	抗菌キーボード、抗菌マウス
薬局外対応	薬局外電源設置 長机・パイプ椅子（受付用）、パイプ椅子（患者用） 日よけ、スポットクーラー 等

医薬品・医療機器・再生医療等製品の副作用・感染症・不具合報告のお願い

医薬品・医療機器・再生医療等製品の安全性を確保するためには、市販後に、副作用・感染症・不具合を生じた症例の情報を収集し、評価し、医療の現場に情報提供していくことが重要です。

このため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」においては、医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者の皆様に、医薬品・医療機器・再生医療等製品の使用によると疑われる副作用・感染症・不具合の情報を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）にご報告いただくことを求めています。

なお、法改正に伴い、平成26年11月25日より、報告窓口はPMDAに変わりました。

○ご報告いただきたい事例

医薬品・医療機器・再生医療等製品の使用によると疑われる重篤な副作用・感染症・不具合等の情報をご報告ください。医薬品・医療機器・再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない事例もご報告ください。

また、医薬部外品・化粧品についても重篤な副作用等の情報をご報告ください。

いただいた情報は、専門的観点から分析、評価され、医薬品・医療機器・再生医療等製品の市販後安全対策に活かされます。

○ご報告いただいた情報の取扱い

いただいた情報はPMDAのデータベースに集積されます。

また、PMDAを通じて当該医薬品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者等へ情報提供いたします。必要に応じて、PMDA又は製造販売業者による詳細調査が実施される場合があります。

さらに、いただいた情報は、安全対策の一環として、広く公表することがありますが、その場合には、報告者の氏名、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公表いたしません。

医薬関係者の皆様におかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、日常、医療の現場で重篤な副作用・感染症・不具合等の発生を知った時には、電子メール、郵送又はファクスによりご報告くださいますようお願いいたします。報告用紙は、PMDA ホームページの以下のページより入手できます。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>

令和2年9月

医薬関係者 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度

医薬関係者のみなさま 医薬品・医療機器・再生医療等製品等による

副作用・感染症・不具合について 報告してください。



当該報告は
医薬関係者の義務
です。

(医薬品医療機器法 第68条の10第2項)

既知※2・因果関係が
不明な場合でも
ご報告ください。

医薬部外品および
化粧品についても
報告対象です。

※2:既知とは、添付文書等から予測することができるもの

報告用紙はインターネットで
入手いただけます

また、医療関係団体が発行する
定期刊行物への綴じ込みを行っ
ています。



<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>



電子メール
による報告

メールアドレス
anzensei-hokoku@pmda.go.jp



ファクス
による報告

FAX番号
0120-395-390



郵送
による報告

〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

報告は「PMDA※1 安全性情報・企画管理部情報管理課」まで

※1: PMDA・医薬品医療機器総合機構

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合の発生や疑いがあれば、速やかに報告をお願いします。

(医薬部外品、化粧品についても報告をお願いします。)

電子メール、ファクス、郵送で受け付けています。



電子メールによる報告

メールアドレス

anzensei-hokoku@pmda.go.jp



ファクスによる報告

FAX番号

0120-395-390



郵送による報告

〒100-0013

東京都千代田区森が丘3-3-2

新設が丘ビル

独立行政法人医薬品医療機器

総合機構安全性情報企画管理部

情報管理課宛

◆ 制度の趣旨

この制度は、日常の医療現場で医薬品、医療機器又は再生医療等製品を使用したことによって発生した健康被害などの情報(副作用情報、感染症情報又は不具合情報等)を、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬関係者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に報告する制度です。

厚生労働省とPMDAは報告された情報を専門的観点から分析、評価して、添付文書の改訂指示等の必要な安全対策につなげるとともに、広く医薬関係者に情報提供し、市販後の安全の確保に活かします。

◆ 報告対象施設・報告者

報告対象施設

すべての医療機関、薬局および店舗販売業者など

報告者(医薬関係者)

薬局・病院・診療所の開設者、医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、その他病院などで医療に携わる方のうち業務上医薬品、医療機器又は再生医療等製品を取り扱う方

◆ 報告対象となる情報

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合等(医療機器又は再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。)の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報(症例)

※医薬品、医療機器又は再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合や、既知の(添付文書等から予測できる副作用である)場合でも、報告をお願いします。

※この報告制度は、原則として、医薬品又は医療機器、再生医療等製品を対象としています。が、医薬部外品および化粧品についても、同様の健康被害があった場合には、報告をお願いします。

◆ 報告期限

特に報告期限はありませんが、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止の観点から、報告の必要性を認めた場合は速やかに報告してください。

◆ 情報の取扱いと秘密保持

報告された情報は、報告者の氏名、施設名および患者のプライバシーなどに関する部分を除き、公表することがあります。

なお、本制度に基づく報告における個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律に定める「利用目的による制限」および「第三者提供制限」の適用除外であることが定められておりますので、報告に当たっては安全対策のために必要かつ十分な情報の提供をお願いいたします。

また、報告された情報を専門的観点から分析、評価する過程で、PMDA又は製造販売業者による詳細調査が実施されることがございますのでご協力ください。

◆ その他

①報告者には、郵送により受領書を交付します。

②健康食品・無承認無許可医薬品によると思われる健康被害については、最寄りの保健所にご連絡ください。

医薬品医療機器情報配信サービス(PMDA メディナビ)

PMDAメディナビは、医薬品、医療機器等の安全性に関する特に重要な情報が発出された時に、タイムリーにその情報をメールによって配信するサービスです。ご登録の上、ぜひご利用ください。

医薬品医療機器総合機構ホームページ

独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、ホームページで医薬品、医療機器等の安全性に関する情報を提供しています。

<https://www.pmda.go.jp/>

ワクチンの副反応疑い報告について

ワクチン接種後の副反応疑い報告は、報告用紙・報告方法が医薬品医療機器等安全性情報報告とは異なりますのでご注意ください。

■ 報告用紙 予防接種後副反応疑い報告書をご使用ください。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/prev-vacc-act/0002.html>

※以下のURL から予防接種後副反応疑い報告書入力アプリをダウンロードできます。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/6366-vaers-app.html>

■ 報告方法 独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛にFAXでお送りください。

FAX: 0120-176-146

※医薬品医療機器等安全性情報報告の番号とお間違いないようご注意ください。

■ その他 副反応疑い報告については受領書の発行はしていません

医薬品副作用被害救済制度、 生物由来製品感染等被害救済制度

医薬品、生物由来製品、再生医療等製品を適正に使用したにもかかわらず副作用や感染症が発生し、入院を必要とする程度の健康被害を受けた人又はその遺族に、医療費、障害年金、遺族年金等を給付する制度です。医薬品等による健康被害を受けたと思われる患者さんがいらっしゃいましたら、この制度をご紹介します。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
「救済制度相談窓口」

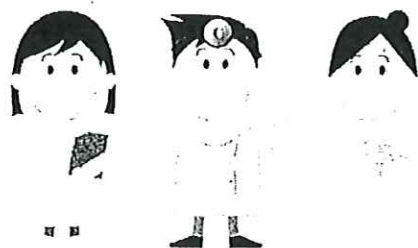
TEL: 0120-149-931

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

(受付時間: 午前 9:00 ~ 午後 5:00 / 月~金(祝日・年末年始を除く))

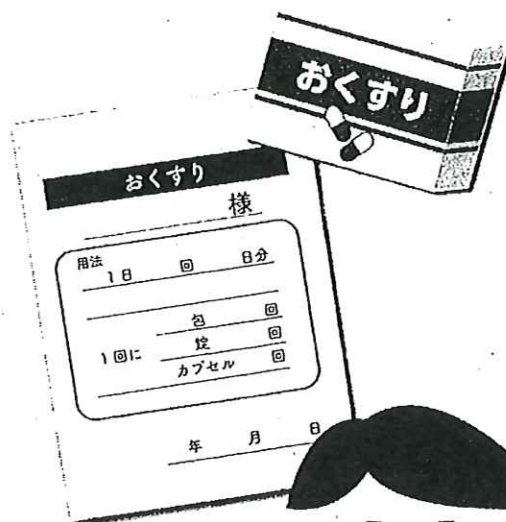
医薬品 副作用被害 救済制度

お薬を使うときに思い出してください。



いざという
時のために

暮らしに
欠かせない
お薬だから。



お薬は正しく使っていても、副作用の起きる可能性があります。
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう公的な制度があります。
いざという時のために、暮らしに欠かせないお薬だから
あなたもぜひ知っておいてください。



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

ドクトルQ

救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

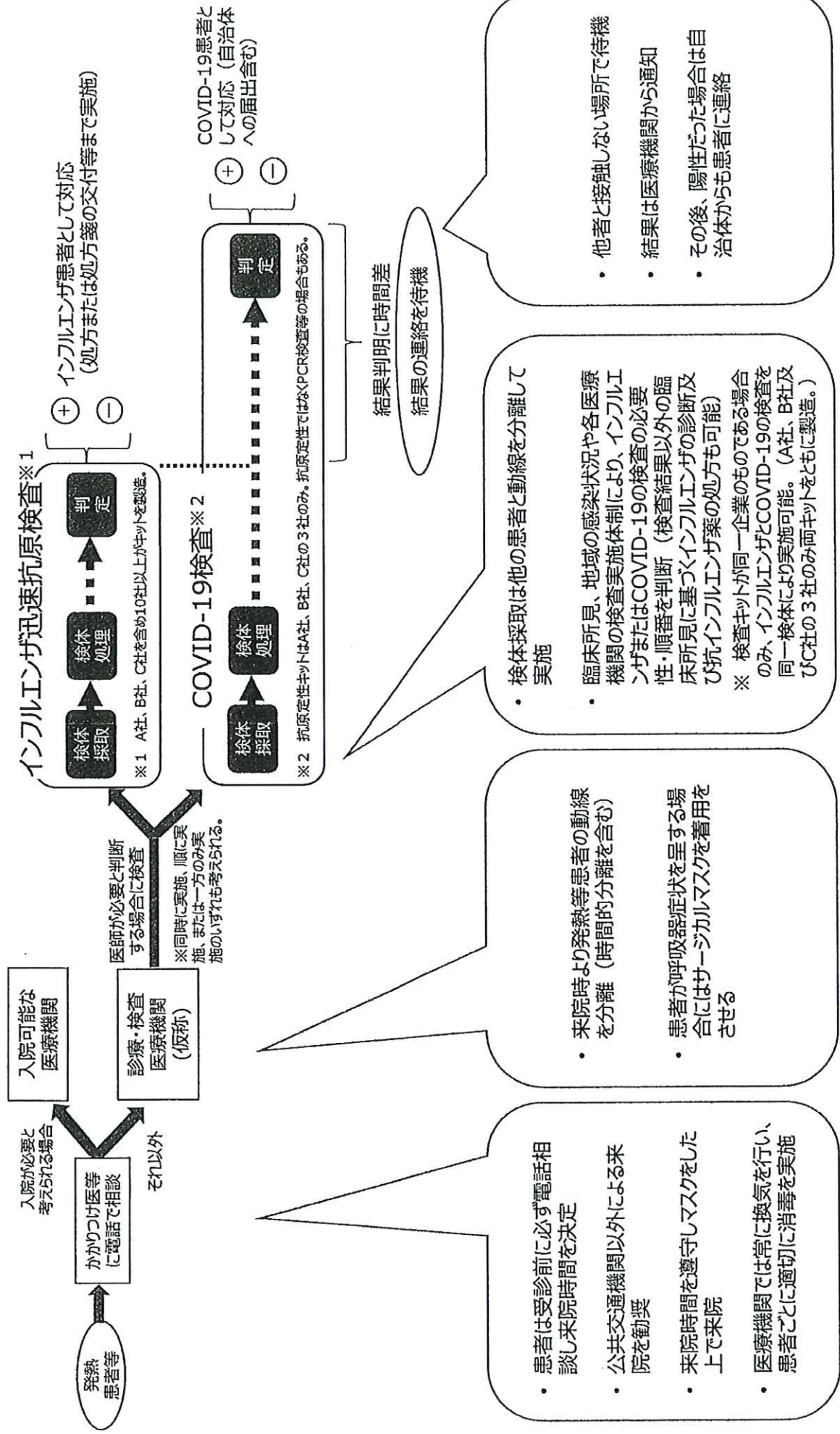
詳しくは または

で



発熱患者等が医療機関を受診した場合の主なフロー

別紙 1



新型コロナウイルスの検査を受けた方へ

本日、検査を受けた方は医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があると判断した方です。検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であり、以下の点についてご注意ください。

●公共交通機関は避けて、自宅で過ごしてください。

・検査結果が出るまでは、感染していることを前提に公共交通機関を避けて、自宅に戻っていただき、結果がでるまで自宅で過ごしてください。

●一般的な衛生対策を徹底してください。

・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。

・咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。

●健康状態を毎日確認してください。

・毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

●体調が悪くなったときには、当院へ連絡をしてください。

・検査結果がでるまでに、症状がひどくなった際には、当院に電話で連絡し、すでに新型コロナウイルスの検査を受けたことをお伝えください。

健 発 1014 第 5 号
令和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 310 号。以下「改正政令」という。）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和 2 年厚生労働省令第 172 号）が公布され、令和 2 年 10 月 24 日から施行される。

これらの命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており、感染症法の規定を準用するとともに、その所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としている。

今般、これまでに把握されている医学的知見等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行時期も見据え、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置について見直しを行うこととする。

2 改正の内容

指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定することとする。

（1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者

具体的には、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項

として厚生労働省令で定める事項を守ることと同意しない者

「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。

- ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項

上記のアからウについては、宿泊療養又は自宅療養の際の感染防止に係る留意点を指す。具体的には、

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。)¹、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡)²(なお、様式1で説明文書のモデル例がある。)、
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡)³、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡)⁴(なお、別添2で留意事項等の周知文書の参考例がある。)

等を参考にすること。

3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(令和2年10月24日)から施行する。

4 経過措置

- (1) 改正政令の施行の日前に行われた措置に係る指定令第3条において準用する感染症法第58条(第10号及び第12号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び指定令第3条において準用する感染症法第61条第2項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

- (2) 改正政令による改正前の指定令(以下「旧令」という。)第3条において準用す

¹ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) <https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

² 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

³ 新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

⁴ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657891.pdf>

る感染症法第 19 条又は第 20 条の規定による入院に係る感染症法第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

5 その他

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態ではないと判断される者については、引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。

2020 年 11 月吉日

地域薬剤師会各位

帝京大学医学部附属病院薬剤部

院外処方箋への検査値および QR コードの記載についてのお知らせ

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

下記期日より、処方鑑査時に役立てて頂くための必要な情報として、患者様の臨床検査値の一部を院外処方箋に記載することといたしました。また、検査値と共に処方薬の QR コード表示を追加します。

したがって、検査値と QR コードの追加に伴い、処方箋の大きさが A4 サイズに変更になります。

検査値および QR コード掲載により、適正で安全な薬物療法につながるものと考えます。ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

検査値 および QR コードの表示

運用開始日 : 2021 年 1 月 15 日 (金)

以上

※ 次ページに患者さんへの案内を添付しております。

問合せ先

薬剤部 医薬品情報室

代表：03-3964-1211 (内線 30105)

処方箋に関するお知らせ

2021年1月15日(金)より、
当院で発行する院外処方箋のレイアウトを変更します

院外処方箋への検査値の記載について

帝京大学医学部附属病院では医薬品の適正使用と保険薬局との連携を進めるにあたり、患者さんの検査結果の一部を処方監査に必要な情報として、院外処方箋に記載することといたしました。

保険薬局において薬剤師が患者さんの検査値を参照されることで、用量や相互作用だけでなく、検査値に基づいて患者さんの状態を把握した上で処方監査が可能となり、肝機能、腎機能に応じた薬剤の適正化や副作用の早期発見など、薬物療法の安全性、有効性の向上に貢献できます。

検査結果あり処方箋(サンプル)

処方箋		1/1	
処方箋番号: 31791 第01版 発行日: 2020/11/05 11:29:28 (この処方箋は、どの薬局でも有効です。)		保険者番号: 0100000000 診療科目: 内科 処方箋の種類: 院外処方箋	
患者氏名: テスト 021 生年月日: 平成6年12月31日 25才 女性 住所: 東京都板橋区加賀2-11-1 電話番号: (03)3964-1211 診療科目: 内科 処方箋の種類: 院外処方箋		検査項目: 身長 170.0 cm 体重 50.00 kg 体表面積 1.654 m ² 測定日: 2020/10/08	
処方箋の種類: 院外処方箋 処方箋の種類: 院外処方箋 処方箋の種類: 院外処方箋		検査項目: WBC 1.0 2020/10/08 基準値 33~56 検査項目: NEUT 1.0 2020/10/08 基準値 40~69 検査項目: PLT 1.0 2020/10/08 基準値 15.8~31.8 検査項目: Hb 1.0 2020/10/08 男性: 13.7~16.8 女性: 11.6~14.8 検査項目: PT-INR 1.0 2020/10/08 検査項目: AST 1.0 2020/10/08 基準値 13~30 検査項目: ALT 1.0 2020/10/08 男性: 10~12 女性: 7~23 検査項目: T-Bil 1.0 2020/10/08 基準値 0.4~1.5 検査項目: T-Chol 1.0 2020/10/08 検査項目: γ-GTP 1.0 2020/10/08 検査項目: sCr 1.0 2020/10/08 検査項目: eGFR 1.0 2020/10/08 検査項目: BUN 1.0 2020/10/08 検査項目: Na 1.0 2020/10/08 検査項目: K 1.0 2020/10/08 検査項目: HbA1c 1.0 2020/10/08 検査項目: BS 1.0 2020/10/08 検査項目: UA 1.0 2020/10/08	
処方箋の種類: 院外処方箋 処方箋の種類: 院外処方箋 処方箋の種類: 院外処方箋		処方箋の種類: 院外処方箋 処方箋の種類: 院外処方箋 処方箋の種類: 院外処方箋	

処方箋に身長・体重・体表面積、一部の検査値が印字されるようになりました。
保険薬局においても、お薬の適正使用および副作用の確認ができるようになりました。

QRコードを使用して、保険薬局で正確な処方情報が入力されます。

処方箋の有効期限は、発行日を含めて4日間(日曜日や祝日を含む)です。

有効期限が過ぎると保険薬局では受付できなくなります。
処方箋を受け取ったら、早め(4日以内)に保険薬局に持っていきましょう。

【問合せ先】

帝京大学医学部附属病院 薬剤部
電話番号 03-3964-1211 (代表)

2 都薬会発第 291-1 号

令和 2 年 11 月 7 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

会 長 永 田 泰 造

「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 1」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうの発行する、「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 1」を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は臨床における患者ケアの実践を目指し、薬剤師として知っておくべき最低限の知識を効率的かつ効果的に習得するために問題形式となっているとのことです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|-----------|---|-------------|
| 1.名 称 : | 「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 1」 | |
| 2.発 行 : | 株式会社 じほう | |
| 3.判 型 : | A5 判 、292 頁 | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 3,300 円(税込) |
| | 会員価格 | 2,970 円(税込) |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 |
| | 個人・薬局宛10冊未満 | 550円 |
| | 個人・薬局宛10冊以上 | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。 | |
| | 本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

2 都薬会発第 291-2 号
令和 2 年 11 月 7 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 2」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうの発行する、「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 2」を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は第1弾と同様に、薬剤師として知っておくべき最低限の知識を効率的かつ効果的に習得するために問題形式を採用し、ポイントの解説を読み進めるだけでも知識が身につくよう、疾患ごとに最新のガイドラインに基づいて「病態の基礎知識」「観察計画の基礎知識」「ケア計画の基礎知識」「教育計画の基礎知識」で構成されているとのことです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|-----------|--|-------------|
| 1.名 称 : | 「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 2」 | |
| 2.発 行 : | 株式会社 じほう | |
| 3.判 型 : | A5 判 、292 頁 | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 3,300 円(税込) |
| | 会員価格 | 2,970 円(税込) |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 |
| | 個人・薬局宛10冊未満 | 550円 |
| | 個人・薬局宛10冊以上 | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。 | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

地区薬剤師会
東京都薬剤師会
(いずれかを○で囲って下さい)

御中

幹旋図書 申込書

2 都薬会発第 291 号【2 年 11 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届け先	薬局名 又は 地区薬剤師会名	※ 地区薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住 所	〒 _____ ※地区薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	幹旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
1	じほう	設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 1 (定価 3,300 円)	2,970	地区薬 薬局・個人 " 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
2	じほう	設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 2 (定価 3,300 円)	2,970	地区薬 薬局・個人 " 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
3					
4					
5					

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先：事務局 薬局業務課・書籍担当
公益社団法人 東京都薬剤師会
TEL 03(3294)0271